

令和5年度

第4回

垂水市介護保険運営協議会 資料

日時：令和6年1月22日（月）15：00～

会場：垂水市役所3階 第一会議室

令和5年度 第4回垂水市介護保険運営協議会

会 次 第

- 1 開 会
- 2 市長あいさつ
- 3 議 題
第9期高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）
 - (1) パブリックコメントの結果について
 - (2) 介護保険料の算定
 - (3) 所得段階別保険料額
- 4 報 告
地域密着型サービス事業所の廃止について
- 5 その他
- 6 閉 会

令和5年度 垂水市介護保険運営協議会委員

(敬省略)

団体名	氏名	備考 (役職等)
大隅地域振興局	松岡 洋一郎	大隅地域振興局 保健福祉環境部長
市内医療機関代表	福本 伸久	介護老人保健施設 コスモス苑 施設長
介護保険サービス事業者代表	池田 誠	医療法人 浩愛会 理事長
社会福祉協議会代表	木佐貫 泰英	垂水市社会福祉協議会 会長
民生委員代表	北迫 千代子	垂水市民生委員協議会 副会長
地域住民代表	上村 ひとみ	中央・水之上・大野地区 住民代表
地域住民代表	坪内 和子	協和地区 住民代表
地域住民代表	児玉 成子	新城・柊原地区 住民代表
地域住民代表	津曲 弘子	牛根地区 住民代表
介護職員代表	池田 正樹	コスモス苑 社会福祉士
介護職員代表	小森 賢悟	住宅型有料老人ホーム 和の泉 管理者
家族代表	川原 喜恵子	
第一号被保険者代表	森山 稔	
第二号被保険者代表	池田 みすず	

(設置)

第1条 介護保険制度の施行にあたり、保健、医療、福祉関係者及び住民代表等から意見を聴き、介護保険制度の円滑な運営を図るため、垂水市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 介護保険事業計画の進捗状況の把握及び評価に関すること。
- (2) 介護サービスの提供状況及び介護サービス提供者相互間の連携状況等の評価に関すること。
- (3) 地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの適正な運営に関すること。
- (4) その他介護保険事業の運営に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、保健、医療、福祉関係者及び住民代表等をもって組織する。

2 委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 協議会の委員の任期は、3年とする。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、保健課長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことはできない。ただし、会員の代理の出席を妨げない。

3 会長は、必要に応じ関係者の説明又は意見を聴取することができる。

(謝金及び費用弁償)

第7条 委員に対しては、予算の定めるところにより謝金及び費用弁償を支給する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、保健課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

議題

第9期高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）

- 1 パブリックコメントの結果
- 2 介護保険料の算定
- 3 所得段階別保険料額

1 パブリックコメントの結果

1 意見募集案件

第9期高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（素案）

2 意見募集期間

令和5年12月1日～令和6年1月4日

3 素案の公表場所

垂水市役所ロビー、牛根支所、新城支所、市ホームページ

4 寄せられた意見

なし

2 介護保険料の算定

見える化システムに、第9期の所得段階別人口や介護サービス見込量等を入力することで、第9期介護保険料基準月額が算定される。

入力した推計結果は、システムを通じて国・県に提出する。

第1回 (R5.9末)	第2回 (R5.12月上旬)	第3回 (R6.1)
サービス見込量等の推計	見込量・保険料の再推計	3月議会上程前の見込量

第4回 (R6.3)・・・最終的な見込量や保険料の報告

見える化システムへの第9期の見込量等を入力することで自動計算される機能と入力にあたっての考え方

1 調整交付金

第1号被保険者のうち75歳以上である者の割合（後期高齢者加入割合）及び所得段階別被保険者割合の全国平均との格差により生ずる保険料基準額の格差調整のために国から交付されるもの

後期高齢者比率が高く、所得水準が低い市町村は、介護保険給付・予防給付の第1号被保険者分の負担割合である23%の部分に、普通調整交付金の一部（交付割合（%）から5%を差し引いた額）が割り当てられる。

	R 3 (確定)	R 4 (受入済)	R 5 (当初申請額)
普通調整交付金	200,093,000円	195,800,000円	192,165,000円
交付割合	10.37%	10.04%	10.04%

調整交付金見込額（システムが自動的に算出）

(見込)	R 6	R 7	R 8
普通調整交付金	207,182,000円	197,200,000円	191,019,000円
交付割合	9.53%	9.06%	8.78%

後期高齢者比率・所得水準が全国平均である市町村

第2号保険料 27%	第1号保険料 23%	5%	国の定率負担 居宅給付費 20% 施設等給付費 15%	都道府県 居宅 12.5% 施設 17.5%	市町村 12.5%
---------------	---------------	----	-----------------------------------	------------------------------	--------------

→ 50%

後期高齢者比率が高く所得水準が低い

第2号保険料 27%	第1号保険料	←	国の定率負担 居宅給付費 20% 施設等給付費 15%	都道府県 居宅 12.5% 施設 17.5%	市町村 12.5%
---------------	--------	---	-----------------------------------	------------------------------	--------------

2 給付費の見込み

(1) 介護報酬改定による給付費の増

令和6年度介護報酬改定率の+1.59%が反映された見える化システムを活用して第9期計画期間の給付費見込みを算出した。

(2) 第1号被保険者数

第9期の本市の65歳以上の人口は、第8期と同様に、ほぼ変化がない見込みである。

(3) サービス提供体制

本市の第9期介護保険事業の運営にあたり財源の不足が生じることがないようにするため、介護人材不足はあるが市内のサービス提供体制が維持される中で、十分に利用者の受入があるものと仮定して各サービスの利用見込を推計した。

3 介護保険準備基金

市町村では、急激な給付費の増加等に対応できるよう、計画期間の黒字を準備基金として積み立てている。

余剰金の適切な管理のために設けられているもので、次期計画期間の給付費を見込んだ後、基金残高の一部を取り崩して保険料の急な増額の抑制等に活用する。

準備基金の残高（令和4年度末の額）	183,627,934円
-------------------	--------------

準備基金の取崩と第9期介護保険料基準月額

基金 取崩額	0円	121,500,000円	158,500,000円	177,000,000円
第9期 保険料	6,858円	6,200円	6,000円	5,900円

介護保険特別会計の決算額が約20億円で推移している。

計画期間に合わせて3年に1回、介護報酬が改定されるが、今回は物価高、賃上げ、介護人材確保に対応するため、前回は上回るプラスの介護報酬改定となっている。

第9期計画期間のサービス量は、一定の余裕を持たせて見込んでいるが、期間中に財源不足が生じ、事業運営に支障をきたすことがないように、ある程度の基金は残しておきたい。

また、3年度の第9期から第10期にかけての保険料が、急激に上がることはないよう、先々も見据えた上で、第9期の保険料を設定する。

4 第9期介護保険料基準月額（案）

6,000円

3 所得段階別保険料額

厚生労働省による1号保険料の標準段階

	国が設定する 標準段階数	垂水市の段階数
第8期（R3～R5）	9	9
第9期（R6～R8）	13	13（案）

第9期の段階数を「13」と設定する理由

厚生労働省による1号保険料の検討に関するQ&A（抜粋）

国が標準段階を13段階とする場合には、各市町村における保険料段階の設定も、13段階以上とする必要がある。

※介護保険料の多段階化

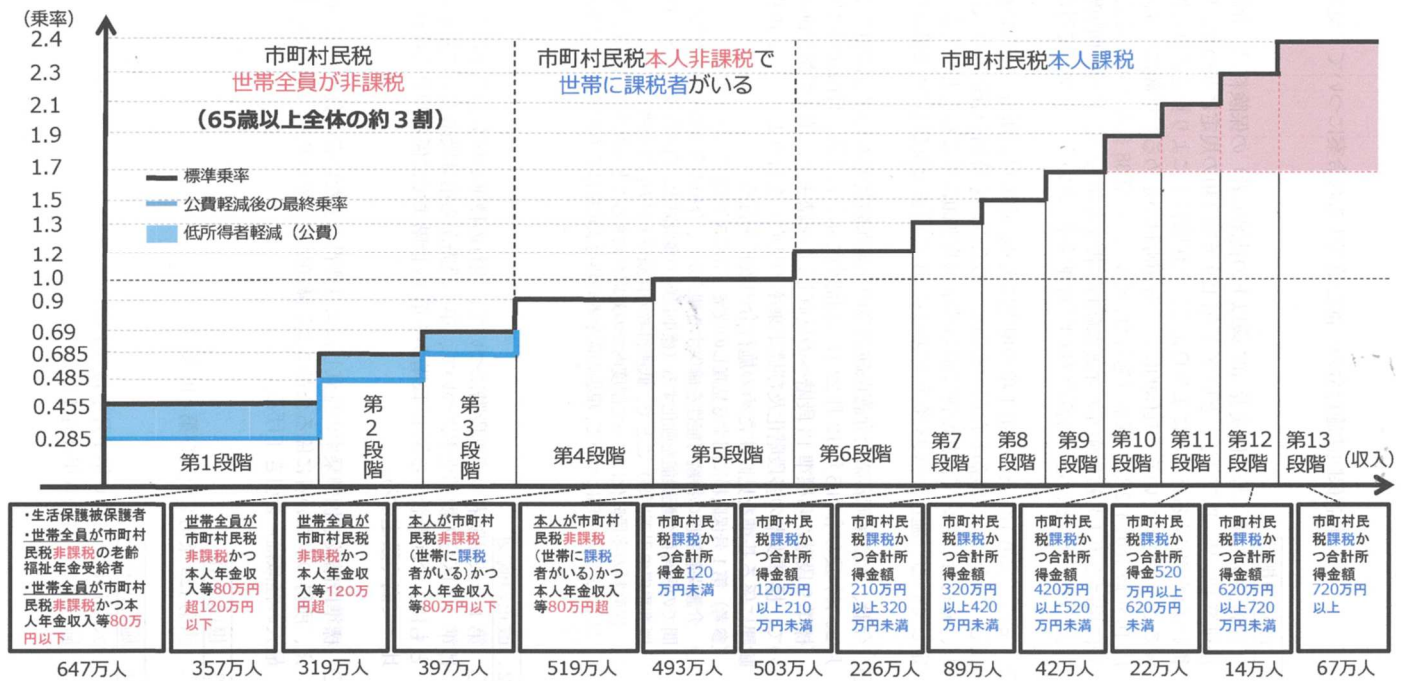
高所得者からなる第9段階を、合計所得金額から更に細分化して、より高い乗率を設定する。

多段階化により多く徴収される保険料を、第1段階から第3段階までの保険料に充当することで、低所得者の保険料の軽減を図る。

第8期計画期間（令和3～5年度）の所得段階別の65歳以上の人口

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
第1段階	1,401	22.7%	1,370	22.2%	1,309	21.4%
第2段階	1,150	18.6%	1,162	18.9%	1,168	19.1%
第3段階	768	12.4%	809	13.1%	800	13.1%
第4段階	440	7.1%	407	6.6%	383	6.3%
第5段階	740	12.0%	717	11.6%	688	11.3%
第6段階	781	12.6%	816	13.2%	832	13.6%
第7段階	552	8.9%	540	8.8%	546	8.9%
第8段階	181	2.9%	183	3.0%	198	3.2%
第9段階	161	2.6%	158	2.6%	187	3.1%
	6,174		6,162		6,111	

○今回の見直しを踏まえた、第9期計画期間における、標準段階、標準乗率、公費軽減割合、基準所得金額等は以下のとおり。



※被保険者数は、令和5年度厚生労働省老健局介護保険計画課調べ（令和5年4月1日現在の状況により報告）

・各段階を区分する所得金額

第1段階から第5段階までは、介護保険施行令に具体的な基準が定められていることから、市町村における変更はできない。

6段階以上は、市町村による設定（変更）は可能である。

第9期計画期間の各段階を区分する基準所得金額

第6段階／第7段階	120万円
第7段階／第8段階	210万円
第8段階／第9段階	320万円
第9段階／第10段階	420万円
第10段階／第11段階	520万円
第11段階／第12段階	620万円
第12段階／第13段階	720万円

垂水市の設定（案）：国が示す所得金額（所得区分の境界）を使用

13 段階の所得段階別人口（推計）

	令和3年度		令和4年度		令和5年度		8期割合	R6	R7	R8
	人口	割合	人口	割合	人口	割合				
第1段階	1,401	22.7%	1,370	22.2%	1,309	21.4%	22.1%	1,338	1,328	1,310
第2段階	1,150	18.6%	1,162	18.9%	1,168	19.1%	18.9%	1,144	1,135	1,120
第3段階	768	12.4%	809	13.1%	800	13.1%	12.9%	781	775	765
第4段階	440	7.1%	407	6.6%	383	6.3%	6.7%	405	402	397
第5段階	740	12.0%	717	11.6%	688	11.3%	11.6%	702	697	687
第6段階	781	12.6%	816	13.2%	832	13.6%	13.2%	799	793	782
第7段階	552	8.9%	540	8.8%	546	8.9%	8.9%	539	535	527
第8段階	181	2.9%	183	3.0%	198	3.2%	3.0%	182	180	178
第9段階	63	1.0%	66	1.1%	75	1.2%	1.1%	67	66	65
第10段階	37	0.6%	31	0.5%	42	0.7%	0.6%	36	36	36
第11段階	18	0.3%	15	0.2%	16	0.3%	0.3%	18	18	18
第12段階	5	0.1%	10	0.2%	9	0.1%	0.1%	6	6	6
第13段階	38	0.6%	36	0.6%	45	0.7%	0.6%	36	36	36
	6,174		6,162		6,111			6,053	6,007	5,927

第9期計画期間（令和6～8年度）の所得段階別人口（推計）

第8期計画の第9段階を、9～13段階の5段階に細分化

見える化システムで推計される令和6～8年度の65歳人口に、第8期の所得段階別人口の割合を乗じて推計値を算出した。

- 各段階の乗率
市町村による設定が可能である。

第8期 保険料		所得段階	第9期 保険料			
乗率	月額		標準乗率 (国)	月額	市の乗率 (案)	月額
0.3	1,860	第1段階	0.285	1,710	0.29	1,740
0.5	3,100	第2段階	0.485	2,910	0.49	2,940
0.7	4,340	第3段階	0.685	4,110	0.69	4,140
0.9	5,580	第4段階	0.9	5,400	0.9	5,400
1.0	6,200	第5段階(基準)	1.0	6,000	1.0	6,000
1.2	7,440	第6段階	1.2	7,200	1.2	7,200
1.3	8,060	第7段階	1.3	7,800	1.3	7,800
1.5	9,300	第8段階	1.5	9,000	1.5	9,000
1.7	10,540	第9段階	1.7	10,200	1.7	10,200
		第10段階	1.9	11,400	1.725	10,350
		第11段階	2.1	12,600	1.75	10,500
		第12段階	2.3	13,800	1.775	10,650
		第13段階	2.4	14,400	1.8	10,800
		準備基金 取崩額	154,000,000		158,500,000	

第8期の
第9段階
を細分化



国の標準乗率を採用した場合、第10段階以上の高所得者の負担は大きく、第1段階から第3段階の保険料は安くなるが、次の理由により、市独自の乗率を設定したい。

- 本市の人口構成から多段階化による効果が小幅
本市は低所得者（第1～3段階）の人口割合が全国平均より高く、高所得者（第9段階以上）の割合は低いことから、多段階化で高い乗率の設定による低所得者の保険料軽減の効果が、全国平均と比べて少ない。
- 公費の投入による低所得者に対する保険料軽減の施策を継続して実施
第1段階から第3段階までの保険料を軽減する公費負担（低所得者保険料軽減負担金）が実施されており、令和6年度も継続される。

段階数	第1段階		第2段階		第3段階	
	標準	市	標準	市	標準	市
乗率	0.455	0.46	0.685	0.69	0.69	0.695
公費軽減割合	0.17		0.2		0.005	
最終乗率	0.285	0.29	0.485	0.49	0.685	0.69

3 第9期保険料基準月額引き下げ

第8期から第9期にかけて、保険料基準月額を200円下げることにより、保険料の負担軽減を図っている。

4 現役並み所得者（合計所得金額が220万円以上）の利用者負担割合

現役並み所得者の介護保険利用者負担割合は、基本的に3割負担に該当し、高所得者のサービス利用時の負担が大きい。

第9期 所得段階別 保険料月額（案）

所得段階	乗率	保険料月額	各段階の基準	
第1段階	0.29	1,740	年金収入等 80万円以下	世帯全員が非課税
第2段階	0.49	2,940	年金収入等 80～120万円以下	
第3段階	0.69	4,140	年金収入等 120万円超	
第4段階	0.9	5,400	年金収入等 80万円以下	本人非課税 世帯に課税者がいる
第5段階	1.0	6,000	年金収入等 80万円超	
第6段階	1.2	7,200	合計所得金額 120万円未満	本人課税
第7段階	1.3	7,800	合計所得金額 120～210万円未満	
第8段階	1.5	9,000	合計所得金額 210～320万円未満	
第9段階	1.7	10,200	合計所得金額 320～420万円未満	
第10段階	1.725	10,350	合計所得金額 420～520万円未満	
第11段階	1.75	10,500	合計所得金額 520～620万円未満	
第12段階	1.775	10,650	合計所得金額 620～720万円未満	
第13段階	1.8	10,800	合計所得金額 720万円以上	